

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

江戸川区は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

東京都江戸川区長

公表日

令和3年10月8日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

事務の名称	予防接種に関する事務
事務の概要	<p>[予防接種事務全体の概要] 予防接種法(昭和23年6月30日号外法律第68号)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日号外法律第31号)等関連法令に基づき、対象者への接種勧奨、予防接種の実費徴収、医療機関等での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管、予防接種による健康被害救済給付に関する事務を行っている。</p> <p><取扱いの対象となる予防接種の種類></p> <ul style="list-style-type: none">・A類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第2項)・B類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第3項)・新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により実施する予防接種 <p>[特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容] 予防接種履歴の管理 医療機関等で実施した定期の予防接種等の記録を健康システムにて管理する。</p> <p>健康被害の救済 予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した場合、予防接種法等関連法令に基づき給付を行う。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none">・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)の別表第二に基づいて江戸川区は、予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応する為に、予防接種の事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。</p>
システムの名称	健康システム 統合DB 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム 福祉システム ワクチン接種記録システム(VRS)

2. 特定個人情報ファイル名

予防接種情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項別表第一の10の項 (上欄が「都道府県知事又は市町村長」のうち下欄に「予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項)・番号法第9条第1項別表第一の93の2の項 (上欄が「厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長」のうち下欄に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項)・番号法第9条第2項・江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第1項別表第二の27の項・江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則第3条別表第二の27の項・番号法第19条第16号(公表予定日時点) (新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・番号法第19条第6号(公表予定日時点) (委託先への提供) 等
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

<p>実施の有無</p>	<p>[実施する]</p> <p>< 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
<p>法令上の根拠</p>	<p>(別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(公表予定日時点。以下同様)別表第二の16の2の項 (第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号別表第二の17の項 (第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号別表第二の18の項 (第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号別表第二の19の項 (第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号別表第二の115の2の項 (第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号別表第二の16の2の項 (第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号別表第二の16の3の項 (第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号別表第二の115の2の項 (第三欄(情報提供者)が「厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項)</p>

5. 評価実施機関における担当部署

<p>部署</p>	<p>健康部健康サービス課、健康部保健予防課、健康部新型コロナウイルス感染症ワクチン接種担当課</p>
<p>所属長の役職名</p>	<p>健康サービス課長、保健予防課長、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種担当課長</p>

6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康部健康サービス課健康サービス係 東京都江戸川区中央4-24-19 江戸川保健所内 / 電話番号:03-5661-2473 健康部保健予防課医療給付係 東京都江戸川区中央4-24-19 江戸川保健所内 / 電話番号:03-5661-2464 健康部新型コロナウイルス感染症ワクチン接種担当課 東京都江戸川区中央4-24-19 江戸川保健所内 / 電話番号:03-5661-5209
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康部健康サービス課健康サービス係 東京都江戸川区中央4-24-19 江戸川保健所内 / 電話番号:03-5661-2473 健康部保健予防課医療給付係 東京都江戸川区中央4-24-19 江戸川保健所内 / 電話番号:03-5661-2464 健康部新型コロナウイルス感染症ワクチン接種担当課 東京都江戸川区中央4-24-19 江戸川保健所内 / 電話番号:03-5661-5209

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年5月26日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年5月26日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月15日	関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	予防接種法等 番号法第9条21項に関する条例制定予定	予防接種法 江戸川区個人番号の利用に関する条例 江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則等	事後	
平成28年7月15日	関連情報 4. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の17の項(第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)(以下「令第7号」という。)未公布 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の19の項(第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・令第7号未公布	(別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の17の項(第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)(以下「令第7号」という。)未発出 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の19の項(第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・令第7号未発出	事前	
平成28年7月15日	関連情報 5. 評価実施機関に置く 担当部署 所属長	健康サービス課長 佐久間 義民	健康サービス課長 塚田 久恵	事後	
平成28年7月15日	しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年9月29日時点	平成28年3月31日時点	事後	
平成28年7月15日	しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年9月29日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年12月9日	関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の10の項 (上覧が「都道府県知事又は市町村長」のうち下欄に「予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第10条 ・予防接種法 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則等	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の10の項 (上覧が「都道府県知事又は市町村長」のうち下欄に「予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第10条 ・予防接種法 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則第3条	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月9日	関連情報 4. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) - 番号法第19条第7項別表第二の17の項(第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) - 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)(以下「令第7号」という。)未発出 (別表第二における情報照会の根拠) - 番号法第19条第7項別表第二の19の項(第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) - 令第7号未発出	(別表第二における情報照会の根拠) - 番号法第19条第7項別表第二の16の2の項(第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) - 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)(以下「令第7号」という。)第12条の2 (別表第二における情報照会の根拠) - 番号法第19条第7項別表第二の17の項(第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) - 令第7号第12条の3 (別表第二における情報照会の根拠) - 番号法第19条第7項別表第二の18の項(第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) - 令第7号第13条 下欄へ続く	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月9日	同上	同上	(別表第二における情報照会の根拠) - 番号法第19条第7項別表第二の19の項(第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) - 令第7号第13条の2 (別表第二における情報提供の根拠) - 番号法第19条第7項別表第二の16の2の項(第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) - 令第7号第12条の2	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年2月1日	関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務事務の概要	予防接種法等関連法令に基づき、以下のような事務を行っている。 [取扱いの対象となる予防接種の種類] ・A類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条の2) ・B類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条の3) ・江戸川区長が実施する任意予防接種 中略 番号法の別表第二に基づいて江戸川区は、予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応する為に、予防接種の事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。	予防接種法(昭和23年6月30日号外法律第68号)等関連法令に基づき、以下のような事務を行っている。 [取扱いの対象となる予防接種の種類] ・A類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条の2) ・B類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条の3) ・江戸川区長が実施する任意予防接種 中略 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)の別表第二に基づいて江戸川区は、予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応する為に、予防接種の事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年2月1日	関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」といふ。)第9条第1項別表第一の10の項 (上欄が「都道府県知事又は市町村長」のうち下欄に「予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) 番号法第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第10条 予防接種法 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項 江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則第3条 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項別表第一の10の項 (上欄が「都道府県知事又は市町村長」のうち下欄に「予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第10条 予防接種法第5条第1項、第15条第1項、第28条 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項別表第二の27の項及び第3項 江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則第3条別表第二の27の項 等 	事後	
平成30年2月1日	関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7項別表第二の16の2の項(第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)(以下「令第7号」といふ。)第12条の2 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7項別表第二の17の項(第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) 令第7号第12条の3 下欄へ続く 	<ul style="list-style-type: none"> (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7項別表第二の16の2の項(第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)(以下「令第7号」といふ。)第12条の2 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7項別表第二の17の項(第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) 令第7号第12条の3 下欄へ続く 	事後	
平成30年2月1日	関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7項別表第二の18の項(第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) 令第7号第13条 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7項別表第二の19の項(第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) 令第7号第13条の2 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7項別表第二の16の2の項(第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) 令第7号第12条の2 	<ul style="list-style-type: none"> (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7項別表第二の18の項(第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) 令第7号第13条 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7項別表第二の19の項(第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) 令第7号第13条の2 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7項別表第二の16の2の項(第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) 令第7号第12条の2 	事後	
平成30年2月1日	しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年3月31日 時点	平成29年7月14日 時点	事後	
平成30年2月1日	しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年7月14日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	表紙	江戸川区は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	江戸川区は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
平成31年3月29日	関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	<p>[取扱いの対象となる予防接種の種類]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条の2) ・B類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条の3) <p>江戸川区長が実施する任意予防接種</p> <p>予防接種予診票の発送 予防接種法等関連法令に定められる各予防接種において、翌月に接種対象年齢となる江戸川区に住民票を置く者を抽出し、リストを出力する。出力したデータは業務委託している封入封緘業者に引渡し、予防接種予診票への印字・封入封緘を行う。</p> <p>封入封緘された通知は江戸川・小岩・葛西の各郵便局支店ごとに分類・梱包し、毎月月末の営業日の2日前に健康サービス課納品され、その翌日に郵便局に持ち込む。</p> <p>国・都等への事業報告 予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第7条に基づき、予防接種を受けた者の数を年1回東京都知事に報告する。 その他国又は都から指示された事項について報告を行う。</p>	<p>[取扱いの対象となる予防接種の種類]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第2項) ・B類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第3項) <p>江戸川区長が実施する任意予防接種</p> <p>予防接種予診票の発送 予防接種法等関連法令に定められる各予防接種において、翌月に接種対象年齢となる江戸川区に住民票を置く者を抽出し、リストを出力する。出力したデータは業務委託している封入封緘業者に引渡し、予防接種予診票への印字・封入封緘を行う。</p> <p>封入封緘された通知は江戸川・小岩・葛西の各郵便局支店ごとに分類・梱包し、毎月月末の営業日の2日前に健康サービス課に納品され、その翌日に郵便局に持ち込む。</p> <p>国・都等への事業報告 予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第7条に基づき、予防接種を受けた者の数を年1回東京都知事に報告する。 その他国又は都から指示された事項について報告を行う。</p> <p>被接種者への予防接種料金の支払 里帰り等により、東京都23区外の医療機関において予防接種法第5条第1項の規定による定期の予防接種を行い、その料金を被接種者が負担した場合、区の要綱に基づき、江戸川区が当該予防接種料金の全部又は一部を支払う。また当該予防接種については接種記録を健康システムへ入力する。</p>	事前	
平成31年3月29日	関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第11項別表第一の10の項(上欄が「都道府県知事又は市町村長」のうち下欄に「予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第10条 ・予防接種法第5条第1項、第15条第1項、第28条 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条別表第二の27の項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則第3条別表第二の27の項 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項別表第一の10の項(上欄が「都道府県知事又は市町村長」のうち下欄に「予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第10条 ・予防接種法第5条第1項、第15条第1項、第28条 ・番号法第9条第2項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第1項別表第二の27の項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則第3条別表第二の27の項 等 	事後	
平成31年3月29日	関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	<p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号別表第二の16の2の項(第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) 	<p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号別表第二の16の2の項(第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号別表第二の16の3の項(第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・令第7号第12条の2の2 	事後	
平成31年3月29日	関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)(以下「令第7号」という。)、第12条の2 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)(以下「令第7号」という。)、第12条の2 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 所属長の役職名	健康サービス課長 塚田久恵	健康サービス課長	事後	評価書の様式変更
平成31年3月29日	しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年7月14日時点	平成31年2月6日時点	事後	
平成31年3月29日	しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月14日時点	平成31年2月6日時点	事後	
平成31年3月29日	しきい値判断項目 3. 重大事故 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	
平成31年3月29日	リスク対策		評価書の様式変更による新規追加	事後	評価書の様式変更
令和2年11月20日	関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年6月30日号外法律第68号)等関連法令に基づき、以下のような事務を行っている。</p> <p>【取扱いの対象となる予防接種の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第2項) ・B類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第3項) <p>・江戸川区長が実施する任意予防接種</p> <p>予防接種予診票の発送 予防接種法等関連法令に定められる各予防接種において、翌月に接種対象年齢となる江戸川区に住民票を置く者を抽出し、リストを出力する。出力したデータは業務委託している封入封緘業者に引渡し、予防接種予診票への印字・封入封緘を行う。</p> <p>封入封緘された通知は江戸川・小岩・葛西の各郵便局支店ごとに分類・梱包し、毎月月末の営業日の2日前に健康サービス課に納品され、その翌日に郵便局に持ち込む。</p> <p>予防接種履歴の管理 各医療機関で実施した予防接種予診票を月に1度まとめて取得(江戸川区以外の特別区内医療機関で実施した予防接種予診票は、各区より年2回取得)し、パンチ事業者に委託し、予診票に記載されている接種記録情報等のデータ化を行う。</p> <p>データ化したファイルは健康システムに登録する。</p> <p>予防接種を受けた者から、予防接種履歴の開示を求められたときは、これを開示する。</p> <p>下欄へ続く</p>	<p>【予防接種事務全体の概要】</p> <p>予防接種法(昭和23年6月30日号外法律第68号)等関連法令に基づき、対象者への接種勧奨、予防接種の実費徴収、医療機関での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管、予防接種による健康被害救済給付に関する事務を行っている。</p> <p><取扱いの対象となる予防接種の種類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・A類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第2項) ・B類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第3項) <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】</p> <p>予防接種履歴の管理 各医療機関で実施した定期の予防接種の記録を健康システムにて管理する。</p> <p>下欄へ続く</p>	事後	
令和2年11月20日	関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	<p>予防接種予診票の発行 本人(法定代理人)からの申請に基づき、転入者や予診票を紛失した者その他予診票の発行が必要と認められる者に対して、予防接種予診票の発行を行う。</p> <p>予防接種依頼書の発行 本人(法定代理人)からの申請に基づき、江戸川区外の自治体で定期予防接種をする場合、予防接種の実施依頼書を作成し、発行する。</p> <p>予防接種実施報告書の送付 他自治体の長から、定期予防接種の実施依頼を受けた者へ予防接種を実施した際、依頼元の自治体の長へ報告書を送付する。報告書には予防接種予診票の写しを添付する。</p> <p>予防接種英文証明書の発行 本人(法定代理人)からの申請に基づき、健康システム内で管理している予防接種履歴及び母子健康手帳を参照し、海外渡航等の際に必要な英文の予防接種証明書を発行する。</p> <p>予防接種動員はがきの送付 伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、特に必要とされる予防接種について接種動員はがきを送付し、未接種者に対し接種の勧奨を行う。</p> <p>下欄へ続く</p>	<p>健康被害の救済 予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した場合、予防接種法等関連法令に基づき給付を行う。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)の別表第二に基づいて江戸川区は、予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応する為に、予防接種の事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月20日	関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	健康被害の救済 予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した場合、予防接種法等関連法令に基づき給付を行う。 国・都等への事業報告 予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第7条に基づき、予防接種を受けた者の数を年1回東京都知事に報告する。 その他国又は都から指示された事項について報告を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)の別表第二に基づいて江戸川区は、予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応する為に、予防接種の事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。 被接種者への予防接種料金の支払 里帰り等により、東京都23区外の医療機関において予防接種法第5条第1項の規定による定期の予防接種を行い、その料金を被接種者が負担した場合、区の要綱に基づき、江戸川区が当該予防接種料金の全部又は一部を支払う。また当該予防接種については接種記録を健康システムへ入力する。	削除	事後	
令和2年11月20日	関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用請求 請求先	健康部健康サービス課健康サービス係 東京都江戸川区中央4-24-19 江戸川保健所内 / 電話番号: 03-5661-2466	健康部健康サービス課健康サービス係 東京都江戸川区中央4-24-19 江戸川保健所内 / 電話番号: 03-5661-2473	事後	
令和2年11月20日	関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する同合わせ 連絡先	健康部健康サービス課健康サービス係 東京都江戸川区中央4-24-19 江戸川保健所内 / 電話番号: 03-5661-2466	健康部健康サービス課健康サービス係 東京都江戸川区中央4-24-19 江戸川保健所内 / 電話番号: 03-5661-2473	事後	
令和2年11月20日	しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年2月6日時点	令和2年6月19日時点	事後	
令和2年11月20日	しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年2月6日時点	令和2年6月19日時点	事後	
令和2年11月20日	しきい値判断項目 3. 重大事故 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	
令和3年12月1日	関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	【予防接種事務全体の概要】 予防接種法(昭和23年6月30日号外法律第68号)等関連法令に基づき、対象者への接種勧奨、予防接種の実費徴収、医療機関での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管、予防接種による健康被害救済給付に関する事務を行っている。 < 取扱いの対象となる予防接種の種類 > ・A類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第2項) ・B類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第3項) 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 予防接種履歴の管理 各医療機関で実施した定期の予防接種の記録を健康システムにて管理する。 下欄へ続く	【予防接種事務全体の概要】 予防接種法(昭和23年6月30日号外法律第68号)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日号外法律第31号)等関連法令に基づき、対象者への接種勧奨、予防接種の実費徴収、医療機関等での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管、予防接種による健康被害救済給付に関する事務を行っている。 < 取扱いの対象となる予防接種の種類 > ・A類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第2項) ・B類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第3項) ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により実施する予防接種 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 予防接種履歴の管理 医療機関等で実施した定期の予防接種等の記録を健康システムにて管理する。 下欄へ続く	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月8日	関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	健康被害の救済 予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した場合、予防接種法等関連法令に基づき給付を行う。	健康被害の救済 予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した場合、予防接種法等関連法令に基づき給付を行う。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
令和3年10月8日	関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 システムの名称	健康システム 統合DB 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム 福祉システム	健康システム 統合DB 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム 福祉システム ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
令和3年10月8日	関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一の10の項(上欄が「都道府県知事又は市町村長」のうち下欄に「予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第10条 ・予防接種法第5条第1項、第15条第1項、第28条 ・番号法第9条第2項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第1項別表第二の27の項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則第3条別表第二の27の項 等	・番号法第9条第1項別表第一の10の項(上欄が「都道府県知事又は市町村長」のうち下欄に「予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・番号法第9条第1項別表第一の93の2の項(上欄が「厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長」のうち下欄に「新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・番号法第9条第2項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第1項別表第二の27の項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則第3条別表第二の27の項 ・番号法第19条第16号(公表予定日時点)(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(公表予定日時点)(委託先への提供) 等	事後	
令和3年10月8日	関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号別表第二の16の2の項(第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)(以下「令第7号」という。)第12条の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号別表第二の17の項(第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・令第7号第12条の3 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号別表第二の18の項(第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・令第7号第13条 下欄へ続く	(別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(公表予定日時点、以下同様)別表第二の16の2の項(第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号別表第二の17の項(第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号別表第二の18の項(第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) 下欄へ続く	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月8日	<p>関連情報</p> <p>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の根拠</p>	<p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>・番号法第19条第7号別表第二の19の項(第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項)</p> <p>・令第7号第13条の2</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・番号法第19条第7号別表第二の16の2の項(第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項)</p> <p>・令第7号第12条の2</p> <p>下欄へ続く</p>	<p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>・番号法第19条第8号別表第二の19の項(第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>・番号法第19条第8号別表第二の115の2の項(第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・番号法第19条第8号別表第二の16の2の項(第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項)</p> <p>下欄へ続く</p>	事後	
令和3年10月8日	<p>関連情報</p> <p>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の根拠</p>	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・番号法第19条第7号別表第二の16の3の項(第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項)</p> <p>・令第7号第12条の2の2</p>	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・番号法第19条第8号別表第二の16の3の項(第二欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・番号法第19条第8号別表第二の115の2の項(第三欄(情報提供者)が「厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項)</p>	事前	
令和3年10月8日	<p>関連情報</p> <p>5. 評価実施機関における担当部署</p>	健康部健康サービス課	健康部健康サービス課、健康部保健予防課、健康部新型コロナウイルス感染症ワクチン接種担当課	事後	
令和3年10月8日	<p>関連情報</p> <p>5. 評価実施機関における担当部署 所属長の役職名</p>	健康サービス課長	健康サービス課長、保健予防課長、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種担当課長	事後	
令和3年10月8日	<p>関連情報</p> <p>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先</p>	健康部健康サービス課健康サービス係 東京都江戸川区中央4-24-19 江戸川保健所内 / 電話番号: 03-5661-2473	健康部健康サービス課健康サービス係 東京都江戸川区中央4-24-19 江戸川保健所内 / 電話番号: 03-5661-2473 健康部保健予防課医療給付係 東京都江戸川区中央4-24-19 江戸川保健所内 / 電話番号: 03-5661-2464 健康部新型コロナウイルス感染症ワクチン接種担当課 東京都江戸川区中央4-24-19 江戸川保健所内 / 電話番号: 03-5661-5209	事後	
令和3年10月8日	<p>関連情報</p> <p>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先</p>	健康部健康サービス課健康サービス係 東京都江戸川区中央4-24-19 江戸川保健所内 / 電話番号: 03-5661-2473	健康部健康サービス課健康サービス係 東京都江戸川区中央4-24-19 江戸川保健所内 / 電話番号: 03-5661-2473 健康部保健予防課医療給付係 東京都江戸川区中央4-24-19 江戸川保健所内 / 電話番号: 03-5661-2464 健康部新型コロナウイルス感染症ワクチン接種担当課 東京都江戸川区中央4-24-19 江戸川保健所内 / 電話番号: 03-5661-5209	事後	
令和3年10月8日	<p>しきい値判断項目</p> <p>1. 対象人数 いつ時点の計数か</p>	令和2年6月19日時点	令和3年5月26日時点	事後	
令和3年10月8日	<p>しきい値判断項目</p> <p>2. 取扱者数 いつ時点の計数か</p>	令和2年6月19日時点	令和3年5月26日時点	事後	